

独立行政法人北方領土問題対策協会の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人における役員報酬は、改定を含め給与法に準拠した水準としており、前年度の組織の評価結果について、個別に業績を勘案し、役員報酬を増減できることとしている。平成17年度においては、人事院勧告の趣旨に基づき、報酬額の減額を行っている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	俸給月額「1,021,000円以内」を「1,016,000円以内」に改めた。
理事	期末特別手当における12月1日基準日の期別支給割合について、「100分の170」を「100分の175」に改めた。 俸給月額「848,000円以内」を「844,000円以内」に改めた。
理事(非常勤)	期末特別手当における12月1日基準日の期別支給割合について、「100分の170」を「100分の175」に改めた。 非常勤役員手当について、勤務1日につき「38,400円を超えない範囲」を「37,800円を超えない範囲」に改めた。
監事(非常勤)	東京勤務 「月額300,000円」を「月額299,000円」に改めた。 札幌勤務 「月額200,000円」を「月額199,000円」に改めた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 19,319	千円 12,232	千円 5,395	千円 1,467(調整手当) 222(通勤手当)	-	-
理事 (1人)	千円 11,281	千円 7,624	千円 3,136	千円 228(調整手当) 155(通勤手当) 138(寒冷地手当)	-	-
理事 (非常勤) (3 6/12人)	千円 280	千円 280	千円 -	千円 -	1月1日1名	12月31日1名
監事 (非常勤) (2人)	千円 5,992	千円 5,992	千円 -	千円 -	10月1日1名	9月31日1名

注1:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:年度途中で就任及び退任した理事及び監事については、1月を1/12人と換算して記載した。

注3:理事(非常勤)4名のうち、1名については年度途中から報酬辞退の申し出があったため、1月を1/12人と換算して6/12人と記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
理事長	-	-	-	-	-	該当者なし
理事	-	-	-	-	-	該当者なし
理事 (非常勤)	-	-	-	-	-	該当者なし
監事 (非常勤)	-	-	-	-	-	該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、中期計画に基づく人件費の適正な管理を行うとともに、業務の効率化・外部委託の推進等により人員の削減を実施する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告の水準を最大限反映させるほか、評価委員会の評価等を考慮に入れて決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて支給額を変動させる。
俸給	1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

人事委員勧告の趣旨に基づき、全ての級の給料月額を同率で引下げ(改定率0.3%)、扶養手当については、配偶者に係る扶養手当の支給月額を13,500円から13,000円に下げた。また、期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とすることとした。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 16	歳 44.8	千円 6,929	千円 5,074	千円 154	千円 1,855
事務・技術	人 16	歳 44.8	千円 6,929	千円 5,074	千円 154	千円 1,855
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				千円	千円	
任期付職員	該当者なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術	-		千円	千円	千円	千円
研究職種	-		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	-		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	-		千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	-		千円	千円	千円	千円

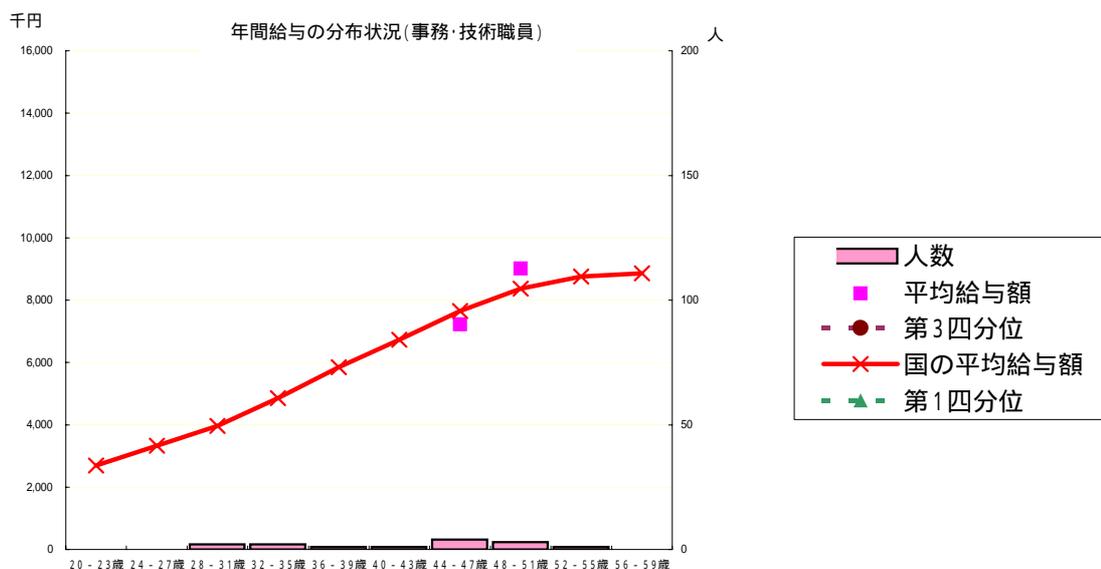
再任用職員	該当者なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術	-		千円	千円	千円	千円
研究職種	-		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	-		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	-		千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	-		千円	千円	千円	千円

非常勤職員	11	48.6	3,186	2,863	159	323
事務・技術	5	46.9	3,736	3,025	181	711
研究職種	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
嘱託職種	6	50	2,727	2,727	140	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「嘱託職種」とは、理事長の委嘱に応じ協会の特定業務に関する事務を行う職種を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
まで同じ。)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: グラフのうち、年齢28-31歳、32-35歳、36-39歳、40-43歳、52-55歳の該当者はそれぞれ2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
課長補佐	6	48.3	6,965	7,871	8,281
係長	4	39.5		4,808	
係員	3	31.5		3,961	

注: 「本部係長」「本部係員」が相当数置かれていないため、原則として「本部係長」「本部係員」を掲げるところ、代わりに「課長補佐」「係長」「係員」について記載する。なお、部長及び課長については該当者が2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	課長	課長	専門官
人員 (割合)	16人 ()%	人 ()%	人 ()%	人 ()%	2人 (12.5%)	2人 (12.5%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		専門官	専門官	専門職	専門職	主事
人員 (割合)		2人 (12.5%)	2人 (12.5%)	3人 (18.8%)	4人 (25.0%)	1人 (6.3%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	45～37歳	42～31歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	4,908～3,930千円	3,226～2,986千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	6,811～5,381千円	4,218～4,135千円	千円

注:表のうち、7、6、5、4、1級の該当者はそれぞれ2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.5	% 59.7	% 58.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.5	% 40.3	% 41.3
	最高～最低	% 42.9～41.9	% 40.4～40.1	% 41.6～41.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 67.6	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 32.4	% 34.2
	最高～最低	% 39.1～34.6	% 37.3～30.5	% 37.0～32.5

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

94.1

対他法人(事務・技術職員)

87.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平成15年度)からの増 減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	168,231	160,957	7,274	(4.52)	8,925	(5.60)
退職手当支給額 (B)	3,805	889	2,916	(328.01)	3,805	(100)
非常勤役員等給与 (C)	48,988	49,340	-352	(- 0.71)	-218	(- 0.44)
福利厚生費 (D)	26,887	26,093	794	(3.04)	879	(3.38)
最広義人件費 (A + B + C + D)	247,911	237,279	10,632	(4.48)	13,391	(5.71)

総人件費について参考となる事項

平成17年度の「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比7,274千円(4.52%)の増額となった。定期昇給以外に、特別昇給や昇格が重なったこと、更に出向による人事異動等で全体的に職員俸給が上がったことが要因である。「最広義人件費」についても対前年度比10,632千円(4.48%)の増額となっている。要因としては、給与、報酬等支給総額の増額に伴う法定福利費の増額や、退職手当支給総額が対前年度比2,916千円(328.01%)と大幅に増えたことによるものである。

行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況

平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

平成18年度以降5年間で平成17年度に対して5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

人件費削減の取組の進捗状況

平成17年4月1日現在の常勤役員数21人を基準の人員数とし、平成18年度以降5年間で5%以上の人員削減を行う。

法人が必要と認める事項

特になし。